

○15 番（蔵野恵美子君）

立憲民主ネットの蔵野恵美子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問は、大きな項目としまして3点でございます。1項目めは、国・都の地域医療構想と、地域が必要とする医療の乖離をどう乗り越えるかについて、2項目めは、改正動物愛護法における、悲願の数値規制実施について、3項目めは、家族が新型コロナウイルスに感染した場合の、高齢者・障害者・子ども・乳幼児・ペットの受入れについてでございます。

まず、大きく1項目めとしまして、国・都の地域医療構想と、地域が必要とする医療の乖離をどう乗り越えるかについて伺います。2014年に成立した医療介護総合確保推進法を受け、2025年に向けた医療提供体制の再編と、その受皿として位置づけられた地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めること、その方策として、各都道府県に地域医療構想の策定を求め、併せて各医療機関に病床機能報告を義務づけ、2016年7月、東京都地域医療構想が作成されました。

さらに厚生労働省は、2019年9月に全国424施設の公立・公的病院の再編、統合の検討を発表しました。東京都では10施設の病院の名指しがありました。府中市武蔵台にある東京都立神経病院はその一つですが、地域住民からは既に不安の声が上がっていると聞いています。

そもそも厚生労働省や東京都の提示する目標値は適切であるのか、数値の根拠はどこから来ているのか、東京都が区分している保健医療圏では地域の実態が反映されていない、さらには新型コロナウイルス感染症という新しい課題に対応できていないなど、根幹となる国や都の地域医療構想への懸念も出ている中で、2025年まで5年を切った今、本市の実情に適した地域医療をどう実現していくのか。大変重いテーマであることを認識し、以下伺います。

まず、病床対応についてです。本市では、2016年の東京都地域医療構想の策定を受け、2017年5月に武蔵野市地域医療構想（ビジョン）を策定しています。データの提示を含め、本市の医療の現状について大変分かりやすく説明しており、市民が地域医療を考える際にも有効な資料であると評価しております。

2017年5月に吉祥寺地区の医療と病院機能の維持に関する陳情が市民より提出され、その後、

2017年6月、8月、9月の厚生委員会で陳情の審議がされた際も、このビジョンのデータが大いに用いられ、審議が深まったことは記憶に新しいところであります。

武蔵野市地域医療構想（ビジョン）2017のデータに一通り目を通し、よく分からないのが、病床数であります。8ページ、21ページに、東京都地域医療構想における武蔵野市が含まれる北多摩南部医療圏の2025年の病床数の必要量が、合計8,704床とある一方、14ページの保健医療圏ごとの平成28年4月1日現在の基準病床数のデータでは、北多摩南部の基準病床数は7,285床とあり、2025年の必要量の8,704床には1,419床足りないということになっています。

ところが、今後足りなくなる予想であるにもかかわらず、既存病床数が7,344床で、基準病床数を59床上回っているため、これ以上の増床は認められないと記載があるのです。しかし、その理由がまず記載されていません。

2016年6月の厚生委員会の議事録を確認すると、実際に陳情審査の際に、委員から行政への質問にもこの点について触れています。それに対する答弁は、「この東京都が出している推計でございますが、今までの医療計画ではここまでのものが出ていなかったということで、前医療計画に基づいた今の病床数ということでございます。ですので今回、東京都のビジョンが示されて、2025年の数字が出ましたので、本年度東京都が策定する医療計画につきましては、当然これに基づいて必要な医療機関を確保していきましよう、そういう方向にはなるものと考えております。ですので、その中でさらに、今まで申し上げておりますように、市ごとの一定の、関与ではないですけれども、市ごとに必要な数というのを出していただいた上で、できれば、こちらとしては市で一定の医療の確保ができるような形に持っていきたいというふうには考えておりますので、そこはこの秋から始まる会議の場で意見を申し上げていきたいというふうに思っております」という、期待の持てる答弁でしたので、当然北多摩南部の基準病床数は増えるものと思っていました。

ところが、東京都が発表した2020年4月1日現在の基準病床数は何と7,067床と、2016年4月よりも218床も減っているのです。これは一体どういうことなのでしょう。厚生委員会の陳情審査に対する質疑では、度々病床数について必要な数を確保できるよう、東京都と交渉していくという答弁が出ていますが、どうして減らされる結果となったのか。これまでの取組、進捗が見えてこない印象を受けています。そこで以下伺いたいと思います。

1、ビジョン、21ページの今後の方向性に、今後、市内病院が保有する病床数が減ることは、市民が安心して医療を受けることや継続して在宅療養生活を送り続けることへの影響が大きいと、病床数や病床機能の維持に向けて、東京都が開催する地域医療構想調整会議での意見発信等も含め、市が一定の関与をしていくことを検討するとあるが、1)調整会議をはじめとして、いつの会議や場で、2)具体的にどのような意見を述べてこられたのか伺います。

2、27ページの今後の方向性に、吉祥寺地区における吉祥寺南病院の救急病院機能と入院機能を維持するため、東京都や関係機関等と調整を図るとともに、引き続き武蔵野市としても全庁的な取組を進めるとありますが、1)東京都や関係機関との調整とは、どのような場で、どのような機関と、2)具体的にどのような調整が行われたのか伺います。

3、21ページの今後の方向性に、地域包括ケア病棟整備を推進するとありますが、1)これまでどのような進捗があったか。同じく21ページの今後の方向性に、回復期機能を有する病床（回復期リハ病床・地域包括ケア病床）の充実を図るべく、限られた病床を有効に活用することを検討するとありますが、2)有効活用とは具体的にどういった活用をすることか、3)有効活用の進捗状況について伺います。

4、東京都地域医療構想が北多摩南部地域に求める医療体制と、本市が必要としている地域医療の実態の乖離について、どういった課題があると認識しているか、病床対応も含め、医療全体についての認識を伺います。

次に、コロナ等による医療構想への影響についてです。本年2月頃より新型コロナウイルス感染症対策が始まり、今もなお感染者が増加し続け、医療現場ではこれまで経験したことのない事態に直面しています。コロナ対策に対応していない当初の国の地域医療構想に対する見直しと言われる一方、各自治体では、直近の医療対応と将来的な構想実現の両輪についての取組が求められているように見受けられます。そこで以下伺います。

5、本年度の東京都開催の地域医療調整会議は、現在まで何回開催されたか。さらにそれぞれの会議において、コロナ関連を含めてどのような話し合いがなされたか。本市が属する北多摩南部会議について、開催日、内容概要、本市行政の出席担当課について伺います。

6、コロナ対応やその他の影響で、着手や進行が遅延している本市の地域医療構想（ビジョン）の事

業があれば、その内容を伺います。

7、2017年作成の武蔵野市地域医療構想（ビジョン）作成から今日に至るまでの地域医療を取り巻く状況の変動等により、今後のビジョン改定の予定や検討している改定内容等、現時点での見通しについて伺います。

大きく2項目めとしまして、改正動物愛護法における、悲願の数値規制実施について伺います。こちらのイラストをCMで御覧になった方も多いと思います。2020年7月1日からスタートしたこのCMは、日本動物愛護協会を支援するために作成された、公益社団法人ACジャパンによるもので、こちらのイラストはそのCMの一コマであります。2021年6月末までの1年間、テレビやラジオ、ポスターなどで展開されるそうです。

水彩の柔らかく温かいトーンのアニメーションで、春に転勤が決まり、転勤先でペットが飼えない事情により、親子と子犬の悲しい別れの場面であります。母親と小さな女の子は目に涙をため、「親切な人に見つけてもらってね」と優しい言葉をかけますが、その次のナレーションでは、「優しく聞こえても、これは犯罪者のせりふです。どんな理由があろうと、どんなに心を痛めようと、動物を捨てること、虐待することは犯罪です」と、親子を批判します。絵本のような優しい世界観の中で、突然発せられる犯罪者という強い言葉にはっとさせられたなど、SNS上で話題になっているとのこと。

もはや親切な人に見つけてもらうという無責任なストーリー、無責任な飼い主に都合のいいシンデレラストoryはそうそう起こらない。類いまれなシンデレラストoryの裏には、何千何万という現実のストーリー、つまり保健所行きというリアルな現実のほうに着目しなければならないということも示唆しているのではないのでしょうか。

このCMでさらに言われている意見は、犯罪者のせりふを子どもにも言わせてしまっている母親への批判です。子どもの頃から命に対する向き合い方としては、最悪のシチュエーションであるとも言われています。人間側の都合の美しい言葉や理想だけでは、声なき者の権利などすぐに忘れられてしまう、ないがしろにされてしまうことを、長年動物愛護に取り組んでこられた方々は経験から分かっているからこそ生まれたCMであると思います。

さらに一方では、コロナの事態に振り回されることなく、改正動物愛護法は着々と前進してまいりました。たくましい限りです。今年8月に、有識者でつくる環境省の検討会が開催され、来年6月から、

犬、猫を扱うペットショップ業者の繁殖、飼育方法に数値規制が導入されることになりました。

主な数値規制の内容は、1)寝床や休息場所となるケージの大きさは、縦、体長の2倍、掛ける横、体長の1.5倍、掛ける高さ、体高の2倍。2)運動スペースの確保と運動時間については、ケージサイズの床面積の6倍、掛ける高さ、体高の2倍の運動スペースを確保し、1日3時間以上は運動スペースに出し、運動させることを義務づける。3)従業員1人当たりの飼育数は、繁殖犬は15頭まで、販売犬は20頭まで。4)生涯出産回数は6回まで、メスの交配は6歳まで（満7歳未満）というように、明確な基準を設けることで、これまで悪質な業者に対し、自治体がレッドカードを出しにくかった状況が改善されると期待されています。

事業者への立入りは東京都の管轄ではありますが、ペットショップの出店が多いと言われる本市においても認識すべき内容であると考え、以下伺います。

1、2020年第1回定例会一般質問において、本市には27軒のペットショップ、さらに11軒のペットカフェの届出がなされていると伺いましたが、その後、軒数やショップ内容等の変化はあったでしょうか、伺います。

2、動物愛護団体等の熱心な活動や、アニマルウエルフェアに対する理解の浸透により、特にこの数年の改正動物愛護法の進展が注目されています。この法律は、1973年、議員立法で制定され、当初、動物の保護及び管理に関する法律として制定されましたが、1999年公布された法改正により、現行の法律名、動物の愛護及び管理に関する法律に名称変更され、保護から愛護という文言に変わり、動物取扱業の規制、飼い主の責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大などが新たに盛り込まれました。

2005年の改正で、施行後5年を目安に検討することが定められ、登録制導入、動物取扱責任者の選任及び研修の義務づけ、動物を科学上の利用に供する場合の配慮、飼い主の終生飼育の責務などが盛り込まれました。さらに2013年の法改正では、多頭飼育の適正化、災害対応、そして2019年に成立した法改正では、犬や猫に所有者の情報を記録したマイクロチップ装置を義務づけ、生後56日以内の犬や猫の販売禁止、殺傷したときの懲役を2年以下から5年以下へ、罰金を200万円から500万円に拡大が加えられました。そして今回、いよいよ悲願の数値規制に至ったのであります。

改正の歴史を振り返れば、言わば人間側の都合による管理から動物側の福祉の視点への変遷、さらに

は数字を盛り込むことで、より明確さを求める変遷の歴史と言えるかと思います。まさにきれいごとの理想論ではない、よりリアルな改正をすることが、声なき者の権利を守ることを示していると感じています。以上のような改正の歴史は、実際にペットを飼育している方でも感心するような視点も多々あり、愛護動物の生命の尊重の実践に参考になる内容でもあります。

そこで、改正内容が広く市民に浸透することで、教育、環境、まちづくりなど、多方面でのよい影響が生まれると確信しており、これまで改正されてきた動物愛護法の考え方、内容を、ペットを飼っていない市民にも広く周知することを要望したいと思いますが、見解を伺います。

3、本市では、2020年度から29年度までの10年間の市の最上位計画である第六期長期計画に、愛護動物の生命の尊重という初めての位置づけがなされ、具体的な取組が期待されていますが、取組の展望について伺います。

4、今回の数値規制の中のケージの大きさや運動スペース、時間の確保に関しては、ペットショップだけではなく、ペット同行避難時設置するケージや、避難が長引いた際の飼育対応にも大いに参考にすべき内容と考えますが、見解を伺います。

5、コロナ感染対策により、市内小・中学校が長期休校となった際の学校飼育動物の対応について、市民から問合せがありました。休校中の餌やりや飼育小屋の清掃等の対応について、各学校へどういった一斉連絡があり、誰がどのような対応をしたのか伺います。

最後に、大きく3項目めとしまして、家族が新型コロナウイルスに感染した場合の、高齢者・障害者・子ども・乳幼児・ペットの受入れについて伺います。これまでも高齢者、障害者、子ども、乳幼児の家族が感染した場合の支援については、様々な場で質問があったと認識していますが、東京都の支援なども新たに出てきており、さらにペットの対応も考えられますので、一旦対象別に整理したいと思い質問としました。

1、同居する家族が新型コロナウイルスに感染したことで、必要な介護が受けられない高齢者が相次いでいることを受け、東京都は、介護施設などで一時的に受け入れる体制を整備していくことになったという報道がありました。具体的には、それぞれの市区町村が緊急の受入先となる介護施設や宿泊施設を確保し、必要な場合は介護スタッフを派遣して対応に充てるとされ、都はこの事業を行う市区町村に、最大で1,000万円を補助することを決め、都は11月に意向調査を実施しているということとし

た。

本市では、これまで家族が感染した場合の高齢者の預かりはどのようにされてきたのか、改めての確認と、今回の東京都の支援に対し応じる予定はあるのか、また具体的にはどのような流れ、施設での預かりとなるのか伺います。

2、同様なことは、高齢者だけではなく、障害者、子ども、乳幼児にも考えられます。それぞれに対応した本市でのこれまでの受入れ体制、対応内容、施設等について伺います。

3、ペットも家族の一員であり、令和2年4月17日付で、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室より、各都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理主管部宛に、「新型コロナウイルス感染者の飼養するペットの預かり等の相談への対応について（依頼）」という事務連絡がありました。この事務連絡を受けて、東京都から各自治体へ何かしらの連絡があったかと思いますが、本市での受入れ体制、対応内容、施設等について伺います。

4、1から3の高齢者、障害者、子ども、乳幼児、ペット、それぞれの受入れ対応窓口となる担当課はどこになるのか伺います。また、それぞれの担当課が行った市民への周知方法についても伺います。

以上で壇上での質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市長（松下玲子君）

蔵野恵美子議員の一般質問に順にお答えをいたします。

まず、1項目めの1についてです。（1）、（2）と続けて御質問いただきました。まとめてお答えをいたします。病床機能や病床数については、東京都が行った地域医療構想策定時の自治体ヒアリングや保健医療計画策定時の自治体ヒアリングの際に、市内の医療連携の必要性を訴え、市の事情を勘案した病床や病床機能の弾力的な運用を要望したほか、課題となっている病床の状況等について報告を行いました。また、平成29年7月に行われた地域医療構想調整会議において市の地域医療構想2017を紹介し、市単位での医療体制等の確保、充実も重要だということをお伝えしています。

病院問題に関しましては、東京都とのこのようなやり取りのほか、年1回行われています救急業務連絡協議会——これは消防署と市内救急病院等が参加するものでございます——やコミセンでのフォーラム等において、市のスタンスをお伝えしているところでございます。

続きまして、1項目めの3についてです。北多摩南部保健医療圏では、病床数を増やすことができない中で、各病院が持つ一般病床等を有効に活用し、回復機能を有する病床への転換を求めてきました。その結果、本市の地域医療構想の策定以前は市内の地域包括ケア病棟はゼロ床であったものが、今年の4月の段階では3病院、計73床まで増えたほか、今年度中に新たな病床も増える予定であります。

1項目めの4についてです。東京都地域医療構想では、2025年には北多摩南部保健医療圏の回復期病床を約1,900床増やす必要があると推計をしています。それにもかかわらず、令和2年4月1日時点においても、保健医療計画は、北多摩南部保健医療圏の病床数は基準病床数より253床超過しているとされ、新たに病床を増やすことができません。そのため、計画上では武蔵野赤十字病院のような高度急性期病床を回復期病床に機能転換しないと、必要な病床機能を増やすことができない状態です。

2040年の推計では、2014年より合計病床数で約1,200床不足することを考えますと、そのような非現実的な計画ではなく、本市の地域医療ビジョンで拡充すると記述したように、本来であれば、今後不足すると想定される病床機能については、現時点から病院新設や病床増床も認めていくべきだと考えております。また、都の地域医療構想には在宅医療の数は計上しているものの、具体的な方策についての記述はなく、調整会議においても、圏域内、あるいは圏域を越えた連携を求めるだけにとどまっております。

本市としましては、在宅医療・介護連携事業等により、今後も医療も巻き込んだ顔の見える関係を構築しながら、医療、介護関係者の人材育成等も推進していきたいと考えております。

1項目めの5つ目についてです。地域医療構想調整会議は現在までに計9回開催されています。圏域の病院長、各医師会長、自治体が参加し、圏域内における各病院の病床機能転換等についてどうするかといった議題を協議しています。今年度の議題は、コロナ禍ということで、感染者の症状に応じた各病院における役割など、感染症対策に関する連携と情報共有等を行いました。本市の出席担当課は健康課となっております。

1項目めの6つ目についてです。いずれの方針も、市がコントロールすることが難しい課題であると認識をしています。またコロナ禍の中、市でも医療機関に対しては感染症対策費用の補助等を行っていますが、その後も各医療機関は厳しい状況が続いているのが現状です。現時点では、市内の病院機能や救急医療体制、吉祥寺地区の病院機能、武蔵野赤十字病院の機能は維持されていますが、今後につい

ては不透明な部分もあると考えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅医療の重要性はさらに高まっていると考えます。都の地域医療構想において、2025年でも医療機関不足が懸念される中、対応できる医療機関数がなかなか増えないというのが現実です。

7つ目です。地域医療構想を策定する義務がある東京都においても、今後の改定や次期構想策定の話は、現時点では聞いておりません。本市のビジョンも、現在の第3期健康福祉総合計画等健康福祉部各課の計画の横串を刺すものとして策定したものであり、現時点での改定等は考えておりません。ただし市内の医療体制等を分析し、方向性を示すことは、次の健康福祉総合計画等を作成する際も避けては通れない課題であると認識しており、どのような形で計画に盛り込むか、勘案しながら検討してまいります。

次に、2項目めの1つ目についてです。東京都動物愛護相談センターのホームページによりますと、本年7月1日現在、武蔵野市内における販売目的の第一種動物取扱事業者は29軒で、2軒増えております。カフェ等の展示を目的とした第一種動物取扱事業者は13軒となっており、こちらも2軒の増です。各店舗の内容等については把握をしておりません。

続きまして、2項目めの2つ目についてです。令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律については、改正から3年をかけて段階的に施行されるため、環境政策課窓口では、東京都から送付されたポスター掲示やリーフレットを配架するなど、啓発、周知に努めています。開設したばかりの環境啓発施設むさしのエコreゾートには、ペットを飼っていない市民も含め、来館者が見込まれることから、今後リーフレットの配架などを通じた周知について検討してまいります。改正動物保護法により、より一層動物福祉の向上が図られたと認識をしており、市報やホームページなど、様々な角度から広く周知するよう検討してまいります。

次に、2項目めの3つ目についてです。市としては、動物の愛護及び管理に関する法律にのっとり、愛護動物の生命を尊重し、適切な飼い方指導や虐待防止の相談等について、関係機関と協力をして取り組んでまいります。具体的な取組といたしましては、猫の譲渡会や動物セミナー、犬のしつけ方教室等を毎年実施しており、令和元年度からは猫の飼い方セミナーを実施しております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン開催などの対応を検討中です。今後も社会動向に注視しながら、獣医師会やNPO団体など関係機関と連携を図り、普及、浸透のため、啓発を実施してまいりま

す。

2項目めの4つ目についてです。今回の動物愛護法の改正の内容は、通常時の動物取扱事業者に適用される内容であるため、災害時の対応とは区別をして考えていく必要があると考えます。災害時にペットとの同行避難に備え、飼い主の皆様には、日頃からケージに慣れる、無駄ぼえをしない等の基本的なしつけを徹底していただくと同時に、避難時には、ケージ、餌等の必要な用具を持参していただくよう啓発を行っていますが、避難が長期化した場合、ペットのストレスの増大など、健康管理の視点にも留意をしていく必要があります。

災害時の避難所におけるペットスペースの十分な確保の課題もありますが、改正動物愛護法の内容を参考にして、避難所におけるペット飼養の長期化対応については、関係機関と連携し、研究を進めていきたいと考えます。

続きまして、3項目めの1つ目についてです。東京都の制度設計は施設等での受入れが中心となっておりますが、本市においては、東京都の在宅要介護者等の受入れ体制整備事業が創設される以前の5月から、感染症対応レスキューヘルパー事業を実施しており、今回の都の事業補助対象に該当することから、事前協議を行っている状況です。利用の流れは、市や在宅介護・地域包括支援センターへの相談があり次第、早急に情報収集を行い、ヘルパーの派遣を行います。また、ヘルパー派遣を行う中で介護を要する高齢者が陰性となった場合には、市の独自事業である緊急ショートステイでの対応も可能です。

2つ目についてです。障害者の対応といたしましては、家族が新型コロナウイルスに感染した場合の受入れとして、都の補助を活用し、在宅要介護障害者の受入れ体制整備事業を実施するため、今定例会で補正予算をお願いしております。

子ども、乳幼児の対応です。保護者が感染し、入院等が必要となったことにより、家庭での養育が困難となった児童については、児童自身も濃厚接触者であることから、他児への感染のリスクが高く、一時保護所への入所や、乳児院等における一時保護委託が困難です。そのため保健所が個別に医療機関と受入れの調整を行い、保健所から連絡を受けた児童相談所が医療機関に一時保護委託を実施しております。保護者が入院する医療機関での受入れが困難な場合は、東京都児童相談センターからの依頼により、東京都小児総合医療センターにおいて受入れが可能な医療機関の調整を行っております。

続きまして、3項目めの3つ目についてです。感染者が飼養するペットについては、日頃より万-

備えて、飼い主自身が、家族や知人、かかりつけの動物病院などの預かり先を御自身で検討していただくことが原則です。ペットの預かりに関して、市としては受入れ施設を用意する等の体制は取っておりませんが、預かりに関する支援団体等も存在いたしますので、御相談がありましたら、関係機関と連携し、対応する方針です。

最後、4つ目の御質問です。高齢者の担当課は高齢者支援課です。周知方法は、高齢者の感染症対応レスキューヘルパーについては、6月1日号の市報、ホームページに加え、各在宅介護・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、医師会等三師会へも依頼し、事業の周知を図ってまいりました。

障害者は障害者福祉課です。在宅要介護障害者の受入れ体制整備事業については、補正予算の議決後、市報、ホームページでの周知、令和3年2月発行予定の「つながり」へ掲載するほか、障害者サービス事業所等を通して周知をする予定です。

子どもは子ども家庭支援センターです。保健所と児童相談所が主体となって対応をしております。市民から相談があった場合は、子ども家庭支援センターで保健所の対応について御案内をしています。

ペットは環境政策課が担当課です。新型コロナウイルスに感染した方のペット預かり相談については、東京都が主体となって対応をしています。市では、動物愛護やペットに関する総合的な啓発の中でPRをしております。

他の質問については教育長からお答えいたします。

○教育長（竹内道則君）

私からは、学校が長期休業となった際の学校飼育動物への対応についてお答えします。臨時休業中に市教育委員会から、飼育動物の対応について、市立学校への一斉の連絡は特には行っておりません。各学校において交代勤務となっている中で、学校に勤務している教職員や地域の方の協力により、餌やりや清掃等の世話をしておりました。

以上です。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず地域医療構想ですけれども、1と2の質問のところの答弁としては、計画の策定時の自治体のヒアリング、それから平成29年7月の調整会議での武蔵野市のビジョンの紹介などということでした。ただ、その際に東京都からどういった回答があったのかということ、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思うのです。特に病床数のことなのですが、基準病床数が減ったことの原因です。というのは、ほかの自治体より多いからとかそういうことだとは思いますが、将来見込みとして足りないのに、なぜ減らしているのかという、その根本的な部分をどういうふうに聞いているのかというのを伺いたいと思います。

そこが結局分からないとどうしようもないわけで、こちらとしても対策の立てようがないし、双方向の話合いが果たしてされているのかなというのは大変疑問なのです。こちらから照会をしたり、こちらからデータは投げかけているけれども、回答なしの状態でもうずっと続いていったら、このまま進められてしまうと思うのです。ですので、その部分がどうなっているのか、どういった回答をもらっているのかということ、いま一度確認させていただきたいと思います。

これまでの地域医療構想調整会議の議事録を、私は全部ざっと見たのですが、やはり市の職員が発言しているのは、平成29年7月のところでちょっと発言しているだけなのです。ほとんどお医者さんが実情についてお話をされていて、市の担当者が関与している様子が見つからないのです。ですので、その辺はどうなっているのかなということで質問させていただいたわけでございます。この本市のビジョン2017にあるような、もしくは厚生委員会での陳情審査の際の意気込みのあった答弁、本市の状況や要望を伝えますというのは、一体どんなふうに伝えていったのかが見えてこない、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それと、よく分からないのが、このビジョン2017でも委員会答弁でも、病床数の確保に努めるという言葉がよく出てくるのです。その確保というのは、具体的に増床なのか、現状維持なのか、もしくは理想の数があるのか、一体どこを目標としているのかということなのです。ある程度目標域を決めて、なぜそれだけ必要なのかというところを整理して東京都との調整に臨まないと、結局何かふんわりとした要求になってしまうと思うのですけれども、その辺どう考えているのかということを確認させて

いただきたいと思います。言ったつもりでも結局東京都に届いていない、伝わっていないということになってしまうと意味がありませんので、その辺どうなのかということを確認させていただきたいと思います。

取りあえずここまで。

○市長（松下玲子君）

なぜ見込みとして将来的に足りないのに減らすのかという疑問は、ごもつともだと思っております。この問題のそもそもの根本は、やはり国の方針です。2025年度までに病床数を1割減らすという、そもそも大本はそこにあって、その中で東京都の地域医療構想。またこの圏域ごと。私たちは市単位で考えたい、武蔵野市としての病床数の確保を考えたいけれども、圏域で考えるという中に、いろいろ様々な課題や問題があるという認識を持っております。

その中で、市の発言が足りないのではないかとのことですが、まずその点につきましては、議事録に載っている発言として御指摘だと思っておりますが、そのほかには、その会議に参加している医師会とも随時情報共有をしております、医師会長や各病院の院長から本市の実情をお話しもしていただいております。その上で確保に努めるというのは、今この現状を考えると、現状維持です。確保というのは現状維持をしていきたいということでございます。

補足がありましたら担当よりお願いしたいですが、以上です。

○保健医療担当部長（一ノ関秀人君）

前回の保健医療計画の状況の段階で陳情が出まして、平成30年に保健医療計画が新たな計画に変わったわけでございますけれども、それを策定している際には、この地域医療構想の病床機能という話をしていたのですが、実際に新しい保健医療計画の策定については、病床機能については議論されず、従前どおりの病床数を減らすということだけで計画がつくられてしまったということで、今のようになっているというのが補足でございます。

○15番（蔵野恵美子君）

---

病床の確保が現状維持ということなのですが、現状の病床数というのは年々変化していきますよね。それでそういう中で、現状維持というと、ではどこの現状なのか、ナウというか、今年度のというか、そういう意味なのか、要するに本市の中だけでも年々変わっているわけですよね。そういうところがちょっと曖昧だなと。

現状維持、現状維持といっても毎年変わっているのだから、いつの現状、ナウなのか、それとも何年度ぐらいの現状ということなのかは曖昧になるので、その辺はある程度、やはり私は、本市には将来このぐらい必要なのだから、この北多摩南部の圏域で、我々はせめてこれぐらい必要なのだという強い気持ちを持って臨まないと、結局、国がこう言っているからこうするしかない、そういう流れにのまれてしまうと思うのです。そこはしっかり強い気持ちで臨んでいただきたいと思います。

それから、私が思っているのは、このコロナ感染対応で、今後もしかすると、国や都の地域医療構想も変更になるかもしれないというか、私は変えなければいけないのではないかと考えているのですけれども、その変わるときは、やはり本市の要望を反映させていく最大のチャンスだと思っています。当時の厚生委員会の陳情の審査の議事録を見ました。当時の委員の方は大変いい質問をされています。とても期待の持てる答弁ももらっていて、あのときの意気込みというか、ちょっと議事録を見ていただいて、それをぜひもう一度再確認していただいて、改めて強い気持ち、そして明確な理想というか、目標を持って臨んでいただきたいと思います。

先ほどの調整会議のほうは、私も議事録を読んで思いますけど、やはり医療現場の方たちの発言が主なものだから、行政の方がなかなか意見をして、双方向のやり取りをする場でもないなというのは分かりますから、ということは、やはり副市長、市長が、そこは直接何かの機会に伝えていただく、もうそういう段階に来ているのだと思うのですけれども、そこについて伺いたいと思います。

それから動物愛護法です。エコリゾートなどもできましたので、そこを活用して、今後やはり具体的な、よりリアルな事業を展開していただきたい。これは期待、要望としておきたいと思います。

それと、改めてなのですが、ペット同行避難訓練について再度確認させていただきたいのですけれども、これは自治体の管轄で実施が原則となっているということ、いま一度担当課を含めて認識していただきたいと思っています。今日紹介したペットショップの数値規制対策は、管轄が東京都でありますけれども、ペット同行避難の管轄は市ですから、このことは忘れないでいただきたいと思っています。

これまでこういった動物のペット施策というのは、行政の担当課職員の情熱任せといったような傾向がありましたけれど、今では動物愛護法の改正や同行避難の環境省のガイドラインに定められているわけですから、コロナ対応で忙しい、ペットの避難まで手が回らないということは、自治体としては原則認められていないことは、再度御確認いただきたいと、重ねてお願いしたいと思います。

環境省の動物愛護管理室が、平素から対応を考えておかないと災害時にスムーズな避難所運営は難しいことを理解してほしいと呼びかけていますし、ある程度今から想定しておかないと、結局災害時には現場の一層の混乱を招くわけでございます。そうした共通の認識があるという上で伺いますが、この点について御意見をいただきたいと思っています。

その共通の認識の上で伺いたいのですが、ペット同行避難訓練も人間と同様に、基本的には飼い主の自助であることはもちろん理解しているのです。その上で、人間と同じように自治体としてもある程度備えは必要であるということを申し上げたいと思います。人間の場合もペットも、基本は自宅で避難、必要であれば避難所へということは認識しているのですが、人が避難する際もある程度自助で、マスクや水など身の回りのものを持参しますけど、でも行政でもある程度予備は準備しているわけです。

ペットの場合も同じく、基本は飼い主が用意している。けれども、ある程度行政でもケージだとかを用意しておくのは同様であると思いますので、その点に対して再度確認させていただきたいと思えます。要するにペットの備品も、ある程度は予算をつくるべきではないかということを確認させていただきたいと思えます。

取りあえず以上で。

○市長（松下玲子君）

2点の再質問です。

まず、1点目の病床数が年々変わるではないかとの御指摘ですが、年々は変わりません。実際にこの間病床数が変わったのは、平成26年10月以降の約2年半の間に吉祥寺で病床が減少しました。これは病院が閉院したものでございます。その時点で91床と43床で134床の病床が減少しておりますが、それ以降は減少しておりませんので、そこは御理解をいただきたいと思えます。

その上で、私や副市長等がもっと東京都に対して強い姿勢でという趣旨の御質問かと思えますが、常

日頃、この病床確保、現状維持していくという課題については重要な課題であると認識しております。折に触れ、公式ではない場においても交渉したり、また医師会や病院等も力を合わせて、これは取り組んでいかなければならない課題であるという認識を持っておりますので、それをお伝えしておきます。

続いてペットの同行避難に関しましては、蔵野議員が御指摘をいただいているとおり、今コロナ禍で、今年は防災訓練が実際にはできておりません。コロナに対応する職員のみでの受付等の訓練は行いましたが、実際に市民の方と共に、この間ペット同行避難訓練も行ってきましたが、今年度は行えておりません。

でも、しっかりと課題であるという認識は持ってありますし、いざというときの備え、原則コロナ禍においては、御自宅が安全な場合は在宅避難を取っていただくことを今後啓発していきますし、そうではない場合の備えというのは市として行うべきものであるという認識は持ってあります。

以上です。

○15番（蔵野恵美子君）

病床数が年々と言いましたけど、私も同じ認識で、毎年というわけではないけれども、病院の事情だとかそういったことで変更があるのではないかということ。今回のコロナでも病院もいろいろ大変ですから、どうなるか分からないわけです。毎年ではないけど変更があるから、病床数も数年の単位で変わる可能性があるのではないかということで申し上げましたので、現状数、その辺の考え方は、私はやはりこのぐらい必要だという認識の下、現状維持というところには逆に曖昧になってしまうと思うので、ある程度の理想は持っていたきたいなとは感じました。何かあればいただければと思います。それと、ぜひ東京都への要望は出していただきたいと思います。

そして同行避難について前向きな答弁をいただきましたので、ぜひそこはしっかり自治体の責務ですからお願いしたいと思っております。